



障害者の雇用に関心のある事業主の皆様へ!

雇用契約前の職場訓練で**受入体制の充実** &
訓練終了後の雇用により**定着率アップ!**

職場適応訓練のご案内

<『職場適応訓練』とは>

一般的に就職が困難な求職者(身体障害者、知的障害者、精神障害者等)の方を作業環境に適応することを容易にし、雇用に結びつけることを目的としています。

●訓練期間

・6カ月間 (※重度障害者に限り、必要と認められた場合は最長1年間)

●訓練費と訓練手当

・訓練期間中は、事業所には**訓練費**が、訓練生には**訓練手当**が支給されます。
(※訓練期間中は、訓練生に賃金を支給する必要はありません。)

事業所への訓練費

月額 **24,000円~25,000円**

(県と事業者で委託契約を締結します。)

訓練生への訓練手当

月額 **106,000円程**

<申込→契約雇用契約までの流れ>

・管轄のHW(専門援助部門)で求人募集(職場適応訓練申し込み)。

・管轄のHWでマッチング後求職者(障害者)へ**受講指示**。

・県と事業者で訓練の委託契約。
・6ヶ月間の事業所内実務訓練。
・雇用政策課の「**雇用推進員**」が定期訪問により訓練期間中サポート。

・**障害特性を確認した上で雇用契約(※)**。
・重度の障害の方は訓練の延長(最長半年)が可能。
※雇用契約は任意です。



県が委託を行う事業者については、諸条件があります。

裏面をご覧ください。

○本制度に関する問い合わせ先 (「雇用推進員」がお答えします。)
◎ 沖縄県商工労働部 雇用政策課 TEL: 098-866-2324

○具体的な求人等については、管轄ハローワークへお問い合わせください(裏面)。

委託事業主に関する諸条件

- 職業適応訓練を行う設備的余裕があること。
- 指導員として適当な従業員がいること。
- 原則として、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。
- 労働基準法に規定する労働条件および労働安全衛生法に規定する安全と健康を確保するために必要な条件が整備されていること。
- 職場適応訓練終了後、訓練生を雇用する見込みがあること。

訓練期間

- 6ヶ月間(重度障害者等、必要と認められる場合は最長1年間)

訓練費および訓練手当

- 事業所へは訓練委託費として月額24,000円(重度の場合には25,000円)が支給されます。
- 訓練生には、訓練手当(月額106,000円程度)が支給されます。

その他

- 訓練期間中は、雇用推進員のサポートやその他障害福祉サービス事業所等の支援者のサポートを受けることができます。

留意点

- 職場適応訓練を受けた者を雇い入れる場合、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」の対象とはなりません。
- 訓練期間中は、訓練生と事業主は雇用契約を締結しませんが、労災保険については、適用されます(県が保険料を負担します)。

○具体的な求人等については、管轄ハローワークへお問い合わせください。

ハローワーク那覇 TEL：098-866-8609 ハローワーク沖縄 TEL：098-939-3200

ハローワーク名護 TEL：0980-52-2886 ハローワーク宮古 TEL：0980-72-3329

ハローワーク八重山 TEL：0980-82-2327